

栃木市砂利採取計画認可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令、建設省令第1号。以下「認可規則」という。）に定めるもののほか、河川区域等の区域外における砂利の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第18条第1項の規定により法第16条の認可の申請をしようとする者は、採取場にあつては採取計画認可申請書（別記様式第1号）を、洗浄施設にあつては採取計画認可申請書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、同業者2者以上による連帯保証書（別記様式第3号）を申請書とともに提出するものとする。ただし、栃木県陸砂利採取業協同組合（以下「陸砂利組合」という。）の組合員であつて、陸砂利組合が共同申請者である場合は、この限りでない。

(添付書類等)

第3条 採取計画認可申請書に添付する書類は、認可規則第3条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認可規則第3条第2項第6号の書面は、監督計画書(別記様式第4号)とすること。
- (2) 認可規則第3条第2項第11号の図面及び書面は、次に掲げるものとする。

ア 土壌汚染対策法その他の公害規制法令の規定により届出をした施設等の届出書の写し

イ 採取する土地の地番ごとの所有者及び使用者並びに地目、地積等を明示した登記所備付けの地図又は地図に準ずる図面の写し

ウ 採取計画及び実施工程表（別記様式第5号）

エ 次に掲げる者の同意書

(ア) 河川、水路等から取水し、又は河川、水路等に放流する場合は、当該河川、水路等における水利権者及び漁業権者

(イ) 採取場に隣接又は近接して水利施設その他公共施設があるときは、当該施設の管理者

オ 他の法令に基づく土地利用行為の付随行為として行う砂利の採取計画においては、当該土地利用行為が確実に行われる見通しを示す書面

カ 農地における砂利採取で10メートル以上の掘削を申請する場合は、砂利層を確認したボーリング調査結果等

キ 前回認可地がある場合は、その進捗状況に関する書面（採取計画及び実施工程表及び認可採取計画の進捗状況報告書（別記様式第6号））

ク 洗浄施設の場合は、沈殿池の平面図、構造図及び容量計算書

ケ その他市長が必要と認める書面

（審査基準）

第4条 法第16条の規定による砂利の採取計画の認可に関する基準は、市長が別に定めるものとする。

（認可書の交付等）

第5条 市長は、前条の規定により別に定める基準に基づく審査の結果、法

第19条の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、採取計画認可書（別記様式第7号又は別記様式第8号）を、当該要件に該当すると認めるときは、採取計画（変更）不認可書（別記様式第9号）を、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により採取計画認可書又は採取計画（変更）不認可書を交付したときは、別記様式第10号により、栃木県知事及び栃木県公安委員会に通知するものとする。

（変更認可の申請）

第6条 法第20条第1項の規定により法第16条の認可に係る採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、採取場にあつては採取計画変更認可申請書（別記様式第11号）を、洗浄施設にあつては採取計画変更認可申請書（別記様式第12号）を市長に提出するものとする。

- 2 第2条第2項の規定は、前項の変更の認可の申請について準用する。
- 3 採取計画変更認可申請書には、第3条に掲げる書類のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付するものとする。
- 4 法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可に関する基準は、第4条の規定により別に定める基準を準用する。

（変更認可書の交付等）

第7条 市長は、前条第4項において準用する第4条の規定により別に定める基準に基づく審査の結果、法第19条の規定による認可をしてはならない要件に該当しないと認めるときは、採取計画変更認可書（別記様式第13号又は別記様式第14号）を、当該要件に該当すると認めるときは、採取計画（変更）不認可書を、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、採取計画変更認可書又は採取計画（変更）

不認可書を交付したときは、第5条第2項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第8条 認可規則第4条第3項第1号に規定する軽微な変更該当事項に関する基準は、市長が別に定めるものとする。

2 認可規則第4条第5項の規定による軽微な変更届書に添付する書類については、第6条第3項の規定を準用する。

(変更命令)

第9条 法第22条の規定に基づく認可採取計画の変更命令は、認可採取計画変更命令書(別記様式第15号)により行うものとする。

(緊急措置命令等)

第10条 法第23条第1項の規定に基づく緊急措置命令は、緊急措置命令書(別記様式第16号)により、同条第2項の規定に基づく措置命令は、措置命令書(別記様式第17号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による命令を行ったときは、栃木県知事及び栃木県公安委員会に通知するものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第33条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところにより、報告書を徴収するものとする。

(1) 採取計画が終了したときは、終了日後20日以内に認可採取計画終了報告書(別記様式第18号)を提出すること。

(2) 法第22条の規定に基づく認可採取計画の変更の命令を受けたときは、当該命令を受けた日後7日以内に、採取計画の変更命令に基づく報告書(別記様式第19号)を提出すること。

(標準処理期間)

第 1 2 条 法第 1 6 条の規定による採取計画の認可及び法第 2 0 条第 1 項の規定による採取計画の変更の認可に係る標準処理期間は、申請書が提出された日から 2 5 日とする。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

採取計画認可申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

採 取 計 画

申 請 者

電 話 番 号

1 採取場の区域

(1) 採取場の所在地

栃木市

(2) 採取場の面積（実測）

採 取 場	道 路 、 表 土 の 堆 積 場
m ²	m ²

(3) 採取場の地番等

地 番	地 目		地 積 (公簿面積)	所 有 者	備 考
	台帳	現況			
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
計			m ²		

2 採取の方法に関する事項

(1) 採取の方法及び採取面積

保安距離	m	掘削勾配	度	掘削深(高さ)	m
掘削の方法					
採取場実測面積 (A + B)	保安距離の面積 (A)		採取実面積 (B)		
m ²	m ²		m ²		

(2) 採取量及び埋戻し土量

掘削数量	種類	1日当たり採取量	採取予定量	計
m ³	砂 (0.01~5) mm	m ³	m ³	m ³
	砂利 (5~80) mm	m ³	m ³	
	玉 砕 石	m ³	m ³	
	石 その他	m ³	m ³	
	切 込 み	m ³	m ³	

埋土総数量	埋土の種類	1日当たり埋土量	埋戻し予定量	計
m ³	還元土石	m ³	m ³	m ³
	搬入埋土(岩類)	m ³	m ³	
	搬入埋土(土砂類)	m ³	m ³	
表土数量	実面積 m ² × 表土厚さ m = m ³			

(3) 採取及び埋戻し期間

① 表土除去	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
② 掘削採取	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
③ 基盤造成(埋戻し)	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
④ 整地仕上げ(表土)	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

(4) 採取用機械器具及び設備等

名 称	型式出力	規格容量	台数	用 途

(5) 洗浄施設

施 設 の 名 称	概 要		
	所 在 地		
設 置 年 月 日	年 月 日		
認 可 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
認 可 番 号	第 号		
施 設 の 能 力	1 日 当 たり 生 産 量 m ³	1 月 当 たり 生 産 量 m ³	
洗 浄 し な い 場 合	主たる販売先		

(6) 採取場に近接する施設等

施 設 等 の 名 称	管 理 団 体 名 称	管 理 責 任 者

3 災害防止に関する事項

(1) 掘削工程

採取場の管理方法		
除去した表土 の処理方法	堆積の方法	
	付近物件への災害防止策	
	降雨時の表土流出防止策	
廃土石の処理方法		

(2) 採取場近隣に対する対策等

災害等	対策
地下水変動防止	
騒音防止	
粉じん防止	
交通災害防止	
ポンプアップ	
その他	

(3) 水切りの方法

水切り装置及び 水切りの方法	
-------------------	--

(4) 運搬道路の管理

通行する市町村 道、私道等の維持管 理のための方法	
---------------------------------	--

4 運搬等に関する事項

(1) 運 搬

区 分		原土石運搬	製品運搬	備 考
運 搬 車 の 種 類 台 数	所 有 車	t 台	t 台	
		t 台	t 台	
		t 台	t 台	
	代 車 (取引車)	t 台	t 台	
		t 台	t 台	
		t 台	t 台	
1 日 当 たり 稼 働 延 台 数		台	台	
1 日 平 均 運 搬 量		m ³	m ³	
操 業 時 間 参 考 事 項		始業時 終業時		

(2) 国・県道に至る運搬経路図

(3) 過積載防止方法

5 採取跡地の整地計画に関する事項

採取跡地の利用目的		復元レベル	
-----------	--	-------	--

(1) 埋戻しを行う場合

要埋戻し面積				m ²	所要日数			日間
使用 機械	種 類			性 能		台数		
						台		
埋戻し土砂の確保状況	所 在 地		所 有 者	面 積	土 砂 量	備 考		
				m ²	m ³			
				m ²	m ³			
				m ²	m ³			
	計			m ²	m ³			
運搬	方 法	所有・代車の別	台 数	1日当たりの延台数	1日平均運搬土量			
			台	台	m ³			
採取可能な埋戻し土砂の土量計算								
その他埋戻しに関する事項								

(2) 埋戻しを行わない場合

緑化計画	
水処理	
危険防止策	
その他	

別記様式第2号（第2条関係）

採取計画認可申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

採 取 計 画

(洗浄施設)

申 請 者

電 話 番 号

1 洗浄施設場の区域

(1) 洗浄施設場の所在地

栃木市

(2) 洗浄施設場の面積（実測）

洗 浄 施 設	堆 積 場	沈 殿 池	合 計
m ²	m ²	m ²	m ²

(3) 洗浄施設場の地番等

地 番	地 目		地 積 (公簿面積)	所 有 者	備 考
	台帳	現況			
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
計			m ²		

(4) 洗浄施設の設置期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(5) 洗浄施設の生産能力

種 類	1日あたり生産量	1月あたり生産量	備 考
砂 (0.01~5 mm)	m ³	m ³	
砂利 (5~80 mm)	m ³	m ³	
玉石 (80~300 mm)	m ³	m ³	
計	m ³	m ³	

(6) 洗浄施設機械器具及び設備等

名 称	型 式 出 力	規 格 容 量	台 数	用 途

(7) 洗浄施設に近隣する施設等

施 設 等 の 名 称	管 理 団 体 名 称	管 理 責 任 者

(8) 沈殿池の設置に関する事項

保安距離	m	掘削勾配	度	深さ	m	掘削の方法	
沈 殿 池		面 積		掘削数量		種類(砂、砂利、その他)	備 考
		m ²		m ³			
		m ²		m ³			
計		m ²		m ³			

(9) 中間処理施設との併用の有無 有 ・ 無

2 災害防止に関する事項

(1) 洗浄施設場の管理

洗浄施設の災害防止策	
汚水処理施設の災害防止策	
製品の堆積方法	
廃土石の処理方法	
騒音粉じん等の防止策	
その他参考事項	

(2) 水切りの方法

水切り装置及び 水切りの方法	
-------------------	--

(3) 運搬道路の管理

通行する市町村道、 私道等の維持管理 のための方法	原石の 搬入路		台／日
	製品の 搬出路		台／日

3 洗浄等の方法

砕石選別の方法		砂	玉石			
		砂利	玉石の砕石			
洗	洗 浄 方 法	還流方式 ・ 放流				
	1 時 間 当 たり 洗 浄 水 投 入 量	t		1 日 平 均 洗 浄 水 投 入 量	t	
	利 用 水 源	区 分				
		取 水 の 方 法				
利 用 率		%	%	%	%	
汚 濁 水 の 処 理	区 分	()	()	地 下 浸 透		
		河 川	用 水	沈 殿 池 (槽)	そ の 他	
	放 流 の 方 法					
	利 用 率	%	%	%	%	
浄	処 理 施 設	施 設 の 名 称	面 積	最 大 容 量	通 常 容 量	構 造
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
薬 剤 等 の 使 用		使 用 薬 剤 名		1 日 平 均 投 入 量		
へドロの処理方法						
参 考						

別記様式第3号（第2条関係）

連 帯 保 証 書

年 月 日

（宛先）栃木市長

連帯保証人

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
登録年月日
登録番号

年 月 日
第 号

⑩

連帯保証人

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
登録年月日
登録番号

年 月 日
第 号

⑩

下記申請人が、栃木市長に下記の砂利採取計画の認可申請をするに当たり、私（当社）は、申請人が認可採取計画の完全履行をすることを、連帯して保証します。

記

1 申請人

住所又は所在地
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
登録年月日
登録番号

年 月 日
第 号

⑩

2 砂利採取計画

- (1) 申請（予定）年月日 年 月 日
- (2) 採取場の位置
- (3) 採取場の面積 m^2
- (4) 採取面積 m^2
- (5) 採取数量 m^3
- (6) 採取期間 認可の日から か月間

別記様式第4号（第3条関係）

監督計画書

1 砂利採取場を管理する事務所に関する事項

名 称			
所 在 地		電 話 番 号	
事務所の 責 任 者	住 所	氏 名	電 話 番 号
緊急時の 連 絡 先	住 所	氏 名	電 話 番 号

2 業務主任者に関する事項

住 所		氏 名	
資 格 取 得 年 月 日		資 格 番 号	
監 督 指 導 計 画			

別記様式第5号（第3条関係）

採取計画及び実施工程表

採取場の位置 栃木市		他 筆			申 請						認 可				
					年月日及び番号						年 月 日			年 月 日 第 号	
申請者		電話番号			採 取 期 間						年 月 日～ 年 月 日				
					採 取 場 面 積 (実測)						m ²			m ²	
工 種		期 間			採 取 面 積						m ²				
					採 取 数 量						m ³			m ³	
		認可日から			2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
		10 20			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
表 土 除 去	m ³	計画													
	m ³	実施													
採 掘 採 取	m ³	計画													
	m ³	実施													
基 盤 造 成 （ 埋 戻 し ）	還元土石量 m ³	計画													
		実施													
	搬入埋土量 m ³	計画													
		実施													
整 地 仕 上 （ 表 土 ）	在 積 土 m ³	計画													
		実施													
	不 足 土 m ³	計画													
		実施													
備 考	事務所責任者 業務主任者				記載上の 注意事項	計画は黒線 で記入のこと 実施は赤線			参考事項						

別記様式第6号（第3条関係）

認可採取計画の進捗状況報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

年 月 日付け栃木市指令 第 号で（変更）認可を受けた採取計画の進捗状況は次のとおりですので、報告します。

	認可内容	進捗状況	進捗率	備考
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで	_____	_____	
採取面積	m ²	_____	_____	
採取量	m ³	m ³	%	
埋戻し	埋戻し面積	進捗率	完了見込日	備考
	m ²	%	年 月 日	
参考事項				

採 取 計 画 認 可 書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請があった採取計画については、次のとおり認可します。

年 月 日

栃木市長



採取場の位置			
採取場の面積	m ²	採取予定量	m ³
採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要			

（認可条件）

- 1 砂利の採取に当たっては、砂利採取法その他の法令の規定はもとより、認可を受けた採取計画に定める事項を遵守すること。
- 2 砂利の採取に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図り、地域に配慮した円滑な施行に努めること。

採 取 計 画 認 可 書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで砂利採取法第 16 条の規定に基づく認可の申請があった採取計画については、次のとおり認可します。

年 月 日
栃木市長 印

洗 浄 施 設 の 位 置			
洗 浄 施 設 の 面 積	m ²	1 日 当 たり 生 産 量	m ³
稼 動 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
摘 要			

（認可条件）

- 1 砂利の採取に当たっては、砂利採取法その他の法令の規定はもとより、認可を受けた採取計画に定める事項を遵守すること。
- 2 砂利の採取に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図り、地域に配慮した円滑な施行に努めること。

栃木市指令 第 号

採取計画（変更）不認可書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで砂利採取法第16条（第20条第1項）の規定に基づく認可の申請があった砂利採取計画（の変更）については、認可できません。

年 月 日

栃木市長



1 申請の内容

2 認可できない理由

（教示）

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることができなくなります。）。この場合、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号（第5条関係）

年 月 日

様

栃木市長



採取計画（変更）の認可（不認可）について（通知）

年 月 日付けで次の者から申請のあった採取計画（の変更）については、別紙認可書（不認可書）（写し）のとおり、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条（第20条第1項）の認可をいたしましたので（認可をできませんでしたので）、通知します。

別記様式第 1 1 号（第 6 条関係）

採取計画変更認可申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

砂利採取法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

変 更 前 (認可番号 栃木市指令 第 号)	変 更 後

2 変更の理由

採 取 計 画

申 請 者

電 話 番 号

1 採取場の区域

(1) 採取場の所在地

栃木市

(2) 採取場の面積（実測）

採 取 場	道 路、表 土 の 堆 積 場
m ²	m ²

(3) 採取場の地番等

地 番	地 目		地 積 (公簿面積)	所 有 者	備 考
	台帳	現況			
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
計			m ²		

2 採取の方法に関する事項

(1) 採取の方法及び採取面積

保安距離	m	掘削勾配	度	掘削深(高さ)	m
掘削の方法					
採取場実測面積 (A + B)	保安距離の面積 (A)		採取実面積 (B)		
m ²	m ²		m ²		

(2) 採取量及び埋戻し土量

掘削数量	種類	1日当たり採取量	採取予定量	計
m ³	砂 (0.01~5)mm	m ³	m ³	m ³
	砂利 (5~80) mm	m ³	m ³	
	玉 砕 石	m ³	m ³	
	石 その他	m ³	m ³	
	切 込 み	m ³	m ³	

埋土総数量	埋土の種類	1日当たり埋土量	埋戻し予定量	計
m ³	還元土石	m ³	m ³	m ³
	搬入埋土(岩類)	m ³	m ³	
	搬入埋土(土砂類)	m ³	m ³	
表土数量	実面積	m ² × 表土厚さ		m = m ³

(3) 採取及び埋戻し期間

① 表土除去	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
② 掘削採取	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
③ 基盤造成(埋戻し)	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
④ 整地仕上げ(表土)	日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

(4) 採取用機械器具及び設備等

名 称	型式出力	規格容量	台数	用 途

(5) 洗浄施設

施 設 の 名 称	概 要		
	所 在 地		
	設 置 年 月 日	年 月 日	
	認 可 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	認 可 番 号	第 号	
	施 設 の 能 力	1 日 当 たり 生 産 量 m ³	1 月 当 たり 生 産 量 m ³
洗浄しない場合	主たる販売先		

(6) 採取場に近接する施設等

施 設 等 の 名 称	管 理 団 体 名 称	管 理 責 任 者

3 災害防止に関する事項

(1) 掘削工程

採取場の管理方法		
除去した表土 の処理方法	堆積の方法	
	付近物件への災害防止策	
	降雨時の表土流出防止策	
廃土石の処理方法		

(2) 採取場近隣に対する対策等

災害等	対策
地下水変動防止	
騒音防止	
粉じん防止	
交通災害防止	
ポンプアップ	
その他	

(3) 水切りの方法

水切り装置及び 水切りの方法	
-------------------	--

(4) 運搬道路の管理

通行する市町村 道、私道等の維持管 理のための方法	
---------------------------------	--

4 運搬等に関する事項

(1) 運 搬

区 分		原土石運搬	製品運搬	備 考
運 搬 車 の 種 類 台 数	所 有 車	t 台	t 台	
		t 台	t 台	
		t 台	t 台	
	代 車 (取引車)	t 台	t 台	
		t 台	t 台	
		t 台	t 台	
1日当たり稼働延台数		台	台	
1日平均運搬量		m ³	m ³	
操 業 時 間 参 考 事 項		始業時 終業時		

(2) 国・県道に至る運搬経路図

(3) 過積載防止方法

5 採取跡地の整地計画に関する事項

採取跡地の利用目的		復元レベル	
-----------	--	-------	--

(1) 埋戻しを行う場合

要埋戻し面積			m ²	所要日数			日間
使用 機械	種 類			性 能		台数	
						台	
埋戻し土砂の確保状況	所 在 地	所 有 者	面 積	土 砂 量	備 考		
			m ²	m ³			
			m ²	m ³			
			m ²	m ³			
	計			m ²	m ³		
運搬	方 法	所有・代車の別	台 数	1日当たりの延台数	1日平均運搬土量		
			台	台	m ³		
採取可能な埋戻し土砂の土量計算							
その他埋戻しに関する事項							

(2) 埋戻しを行わない場合

緑化計画	
水処理	
危険防止策	
その他	

別記様式第 1 2 号（第 6 条関係）

採取計画変更認可申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 第 号

砂利採取法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

変 更 前 (認可番号 栃木市指令 第 号)	変 更 後

2 変更の理由

(4) 洗浄施設の設置期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(5) 洗浄施設の生産能力

種 類	1日あたり生産量	1月あたり生産量	備 考
砂 (0.01~5 mm)	m ³	m ³	
砂利 (5~80 mm)	m ³	m ³	
玉石 (80~300 mm)	m ³	m ³	
計	m ³	m ³	

(6) 洗浄施設機械器具及び設備等

名 称	型 式 出 力	規 格 容 量	台 数	用 途

(7) 洗浄施設に近隣する施設等

施 設 等 の 名 称	管 理 団 体 名 称	管 理 責 任 者

(8) 沈殿池の設置に関する事項

保安距離	m	掘削勾配	度	深さ	m	掘削の方法	
沈 殿 池		面 積		掘削数量		種類(砂、砂利、その他)	備 考
		m ²		m ³			
		m ²		m ³			
計		m ²		m ³			

(9) 中間処理施設との併用の有無 有 ・ 無

2 災害防止に関する事項

(1) 洗浄施設場の管理

洗浄施設の災害防止策	
汚水処理施設の災害防止策	
製品の堆積方法	
廃土石の処理方法	
騒音粉じん等の防止策	
その他参考事項	

(2) 水切りの方法

水切り装置及び 水切りの方法	
-------------------	--

(3) 運搬道路の管理

通行する市町村道、 私道等の維持管理 のための方法	原石の 搬入路		台／日
	製品の 搬出路		台／日

3 洗浄等の方法

砕石選別の方法		砂	玉石			
		砂利	玉石の砕石			
洗	洗 浄 方 法	還流方式 ・ 放流				
	1 時 間 当 たり 洗 浄 水 投 入 量	t		1 日 平 均 洗 浄 水 投 入 量	t	
	利 用 水 源	区 分				
		取 水 の 方 法				
		利 用 率	%	%	%	%
	汚 濁 水 の 処 理	区 分	()	()	地 下 浸 透	
			河 川 用 水	沈 殿 池 (槽)	そ の 他	
		放 流 の 方 法				
	利 用 率	%	%	%	%	
	浄	処 理 施 設	施 設 の 称	面 積	最 大 容 量	通 常 容 量
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
			m ²	m ³	m ³	
薬 剤 等 の 使 用		使 用 薬 剤 名		1 日 平 均 投 入 量		
へドロの処理方法						
参 考						

採取計画変更認可書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで砂利採取法第 2 0 条第 1 項の規定に基づ
く認可の申請があった採取計画の変更については、次のとおり認可します。

年 月 日

栃木市長



採取場の位置			
採取場の面積	m ²	採取予定量	m ³
採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘要 (変更の内容)			

(認可条件)

- 1 砂利の採取に当たっては、砂利採取法その他の法令の規定はもとより、認可を受けた採取計画に定める事項を遵守すること。
- 2 砂利の採取に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図り、地域に配慮した円滑な施行に努めること。

採取計画変更認可書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで砂利採取法第 2 0 条第 1 項の規定に基づ
く認可の申請があった採取計画の変更については、次のとおり認可します。

年 月 日
栃木市長 印

洗浄施設の位置			
洗浄施設の面積	m ²	1 日当たり 生産量	m ³
稼働の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘要 (変更の内容)			

(認可条件)

- 1 砂利の採取に当たっては、砂利採取法その他の法令の規定はもとより、認可を受けた採取計画に定める事項を遵守すること。
- 2 砂利の採取に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図り、地域に配慮した円滑な施行に努めること。

認可採取計画変更命令書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け栃木市指令 第 号で砂利採取法第16条（第20条第1項）の規定に基づく認可をした採取計画については、認可基準に適合しないものとなったため、同法第22条の規定により、次のとおり変更を命じますので、直ちに採取計画の変更に係る認可の申請をしてください。

年 月 日

栃木市長



1 変更命令の内容

2 理 由

（教示）

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることができなくなります。）。この場合、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

緊急措置命令書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け栃木市指令 第 号で砂利採取法第16条（第20条第1項）の規定に基づく認可を受けた採取計画について、同法第23条第1項の規定により、砂利の採取に伴う災害の防止のため、次の措置を講ずることを命じます。

年 月 日

栃木市長



- 1 措置を講ずる事項
- 2 砂利の採取を停止すべき期間

（教示）

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間を経過する前に、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措置命令書

住所又は所在地

氏名又は名称

が行った砂利の採取は、砂利採取法第 条の規定に違反して
いるので、同法第23条第2項の規定により、次の措置を講ずることを命
じます。

年 月 日

栃木市長



1 措置を講ずる場所

2 措置を講ずる事項

（教示）

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木市を被告として（訴訟において栃木市を代表する者は栃木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間を経過する前に、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第18号（第11条関係）

認可採取計画終了報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

年 月 日付け栃木市指令 第 号により（変更）認可を受けた採取計画が終了しましたので、次のとおり報告します。

住所又は所在地	
氏名又は名称 法人にあっては代表者の 氏名	
採取場の位置	
採取期間	年 月 日～ 年 月 日
採取面積	m ² (m ²)
採取量	m ³ (m ³)
採取跡の状態	
備考	

別記様式第19号（第11条関係）

採取計画の変更命令に基づく報告書

年 月 日

（宛先）栃木市長

住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

年 月 日付け栃木市指令 第 号により変更命令を受けた事項については、次のとおり措置するよう採取計画変更認可申請書を提出しましたので、報告します。

1 変更命令の箇所

2 変更事項

3 採取計画変更認可申請書提出日 年 月 日